

日本と米国の項目別比較表

生体牛のBSE感染度	日本	米国	米国と日本の比較
生体牛の輸入	英国から乳牛33頭(1982年5頭 1987年9頭 1988年19頭) ドイツから乳牛1993年16頭 カナダから1986～2003年5,210頭(754頭は監視下にあり) 米国から2003年10月92頭(監視下にあり) 輸入牛のほとんどが乳牛	英国から1980～1989年313-318頭、 1990～1992年9～10頭カナダ経由(96%は肉用牛) 英国以外の欧州から1980～1989年420～1,025頭、 1990～2003年40～689頭 カナダから1980～1989年約58.5万頭、 1990～2003年 約1,422万頭	米国は、英国から313～318頭 英国以外の欧州から420～1663頭 (英国の1/100のリスクと計算すると4.2～17頭) 合計317～335頭 よって米国は日本の最大約10倍 肉用牛と乳用牛のBSE発生率(1:4)を考慮すると、米国は日本の約2.5倍
肉骨粉の輸入	1999年～2001年デンマークから30,533トン(熱処理有り) 1987年～2001年イタリアから56,000トン (SRM含有?一部熱処理なしを含む。1996年以降は加熱処理済み) 1992年～2001年カナダから9,103トン	1980年～1996年 英国から5～63トン (内39トンは未確認、GBRで考慮外) 1980年～1996年 EUから123～1,024トン 1997年～2003年 EUから561～935トン (規制後であり米国データでは反すう動物以外のものとするが実証されていない) 1980年～1996年 カナダから172,295トン 1997年～2003年 カナダから233,568トン	英国からのトン数に換算(1/100)すると、 米国は11.8～82.6トン、日本は560トン よって米国は日本の約1/47～1/7
動物性油脂	オランダから1,245トン	なし	
BSEプリオンの飼料への混入			
・飼料規制	2001年10月 全てのほ乳動物由来たん白質の飼料への使用禁止。ただし2005年4月から、豚由来たん白質を交差汚染防止対策を行った上で、鶏・豚用飼料に使用することについて使用禁止を解除。	1997年8月 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止。	
・遵守状況	遵守率 ほぼ100% ・2001年9月BSE発生後、全ての牛飼養農家への立入調査の結果、165農家で肉骨粉を給与。ただし、追跡調査の結果、BSE陽性牛は確認されず。 ・2001年10月以降、配合飼料の肉骨粉汚染について飼料輸入業者、製造業者、販売業者、牛飼養農家に対して立入調査を実施した結果、牛用飼料から鶏由来たん白質が検出された事例が1件有り。	遵守率99% ・97年当初は約50～58% ・98年以前は30～70% ・2004年7月及び2005年6月の調査では99%	検査内容や検査項目が異なることから単純な比較は困難
・SRMの飼料利用	2001年10月から、SRMを含め牛肉骨粉の飼料利用禁止。	現在もSRMの反すう動物以外の飼料への使用は可。	米国では国内での循環・増幅の可能性有り
・高リスク牛の飼料利用	牛由来たん白質の動物用飼料への使用禁止。 死亡牛はレンダリング処理後焼却され、飼料には回らない。 と畜牛は全て検査され、陽性牛は排除。	牛由来たん白質の反すう動物飼料への使用禁止 (豚・鶏等飼料へは使用可)。 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛はレンダリングに回る (豚・鶏等飼料)。	
・ラインの分離	2003年義務付け。 ただし既設工場については2005年4月以降完全分離。	1997年器材・施設の分離、又は製造工程の洗浄を義務付け。なお、洗浄手順の文書化、検査時の提示を義務付け。 2005年5月現在、レンダリング施設の80%(205/255)、飼料工場の99%(6,121/6,199)は専用施設。(諮問参考資料26.現地調査報告)	
・輸入配混合飼料	国内使用量の約0.5% 2001年、全ての国からの動物性加工たん白を含む飼料の輸入禁止。 2005年8月原材料の届出を義務付け。	輸入状況は不明(ハーバード大学リスク評価報告書)	
サーベイランス結果	摘発率 0.00282%	摘発率 0.00026% 高リスク牛全体の87%を検査	
・BSE陽性牛	20頭(健康と畜牛9頭、高リスク牛11頭)	2頭(高リスク牛2頭) 健康と畜牛はほとんど検査せず	

食肉のBSEプリオン汚染度	日本	米国	米国と日本の比較
と畜検査でのBSE検査	21ヶ月齢以上(全頭検査を継続) 検査陽性牛は食用から排除	実施せず (サーベイランスとして30ヶ月以上の健康と畜牛の一部を検査。)	
高リスク牛の排除	と畜検査によって排除	と畜検査で排除 (中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛は食用禁止を規則に規定)	
スタンニング	実施	実施	日本と同程度のリスク
ピッシング	実施 2004年12月現在、と畜牛の約80%(と畜場ベースで79.1%)で実施。	実施せず	
SRM除去	実施 2001年から義務付け。2004年10月の厚生労働省のアンケート調査の結果、SSOPの作成については約9割のと畜場で実施。2005年3月の調査では全てのと畜場で作成。	日本向けには実施	日本と同程度のリスク
せき髄除去 枝肉洗浄後の確認	実施 2005年1月時点で、背割りを実施している154施設のほぼ100%で実施。また、せき髄吸引後に背割りするは125施設(91.9%)。せき髄吸引除去率は52.1~99.1%であるが、背割り後の枝肉洗浄・せき髄硬膜除去により肉眼的には100%除去。	日本向けには実施	日本と同程度のリスク
手順、記録	SSOP 2004年10月の厚生労働省のアンケート調査の結果、SSOPの作成については約9割のと畜場で実施。2005年3月の調査では全てのと畜場で作成。	SSOP,HACCPによる管理が義務付け。 牛肉パッカー 上位6社で全と畜頭数の86%以上を処理。	

評価対象	全月齢(年間と畜数:125万頭)	20月齢以下(2003年12月以降生まれ;トレーサビリティ制度なし) 20ヶ月齢以下の肉用牛は約9割 (年間と畜頭数3,400万頭のうち、約3,060万頭)	
月齢判別	2001年1月から開始、2003年12月から生産段階で義務付け。 トレーサビリティにより2003年以降に生まれた全ての牛について月齢確認可能。	個体月齢証明により月齢判別可能:約25%(約850万頭) その他の方法:集団月齢証明、枝肉の格付け 枝肉の格付け方法でA40に該当する牛肉は全体の約10%。 また、21ヶ月齢以上の牛を枝肉格付けにより、A40以下に評価される可能性は、99%の信頼度で0.26%以下(より厳しくみた場合1.92%)と評価。 (米国諮問参考資料36)	

米国から日本への年間輸入量(出典:衆議院農林水産委員会 参考人質疑 2005/7/27)

輸入部位	輸入重量	頭数ベース(換算)	全と畜頭数に対する割合(%)
ショートプレート(バラ肉)	約136,000トン	1,660万頭	約48.8%
牛タン	約32,800トン	2,700万頭	約79.4%